

立川市条件付き一般競争入札実施基準

立川市条件付き一般競争入札実施要綱（平成17年立川市要綱第32号）第4条に規定する予定価格（以下「予定価格」という。）及び発注限度額の区分による対象業者の範囲は、次の表の左欄に掲げる予定価格及び発注限度額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる対象業者とする。ただし、同条ただし書きの規定により必要と認めたときは、その範囲を変更することができる。

1 建築工事、土木工事その他の建設工事

予定価格及び発注限度額	対象業者
2億円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
200万円を超え2億円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

2 工事に係る設計、測量等の業務委託

予定価格及び発注限度額	対象業者
1,000万円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
100万円を超え1,000万円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

3 その他の業務委託

予定価格及び発注限度額	対象業者
8,000万円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
5,000万円以上8,000万円未満のもの	原則として、立川市内に本店、支店又は営業所を有する者
100万円を超え5,000万円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

4 修繕

予定価格及び発注限度額	対象業者
100万円を超えるもの	原則として、立川市内に本店を有する者

5 物品の買入れ又は借入れ

予定価格及び発注限度額	対象業者
300万円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
150万円（物品の借入れについては80万円）を超え300万円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

附 則

- 1 この基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに公示する予定価格及び発注限度額が 1 億円以上 1 億 5 千万円未満の建築工事、土木工事その他の建設工事に係る条件付き一般競争入札については、立川市条件付き一般競争入札実施基準第 1 項の規定にかかわらず、対象業者の範囲を原則として、立川市内に本店を有する者とする。

附 則

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この基準による改正後の立川市条件付き一般競争入札実施基準第 1 項の規定は、施行日以後に公告するものから適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この基準による改正後の立川市条件付き一般競争入札実施基準第 1 項の規定は、施行日以後に公告するものから適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。